

八幡平市公共下水道事業 經營戰略

平成 29 年 3 月

岩手県八幡平市

目 次

第1章 公共下水道事業の現状と課題

1 公共下水道施設の概要	1
2 人口と需要	1
3 公共下水道事業の経営	2
4 災害・危機管理対策	2
5 サービス	2
6 人材育成	3

第2章 経営の基本方針

1 快適にくらせる生活環境づくり	3
2 安全で安心な暮らしの実現	3
3 安定した経営基盤の確立	3

第3章 計画期間

第4章 投資・財政計画

1 投資について	4
2 財源について	4
3 投資・財政計画の前提条件	4

第5章 効率化・経営健全化の取組み

1 組織・人材・定員に関する事項	4
2 接続・水洗化促進の取組み	5
3 民間活用に関する事項	5
4 資金不足比率の見直しに関する事項	5
5 資金管理・調達に関する事項	5
6 情報公開に関する事項	5

巻末資料

○ 投資・財政計画（収益的収支）	6
○ 投資・財政計画（資本的収支）	7

第1章 公共下水道事業の現状と課題

1 公共下水道施設の概要（平成28年3月末現在）

(1) 終末処理場

① 西根浄化センター 供用開始 平成16年

(2) 中継ポンプ 25箇所

(3) 管路延長 64 km

公共下水道事業（以下「本事業」という。）は平成9年度に事業着手し、終末処理場は平成16年度から供用開始しています。

管きょ布設等の整備は、大更地区から開始し、旧国道282号沿いの平館に至るまで、順次認可拡大を行い整備を進めています。

なお、未普及地域については、平成28年度に策定する八幡平市汚水処理施設整備構想（10年概成アクションプラン）（以下「アクションプラン※」という。）に基づき、今後10年間で整備を進めることにしています。

一方、維持管理については、比較的新しい施設が大半ですが、今後、施設の長寿命化等の検討が必要です。

本事業の施設（以下「本施設」という。）は、汚水処理施設として「生活環境の改善」「トイレの水洗化」「公共水域の水質保全」を図るため、適正に維持管理していく必要があります。

※ アクションプラン

事業における現状や課題を把握し、事業期間を設けて効果を明確に示す実施計画のことをいいます。本事業においては、汚水処理未普及地域の今後10年における整備計画のことをいいます。

2 人口と需要

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成25年3月）によると、本市の人口は、平成27年度末の26,487人から平成37年度末には22,302人に減少すると推計されています。

本事業の平成27年度末における整備人口は7,085人、水洗化人口は5,469人で、水洗化率は77.2%となっています。

今後、人口の減少、市民の節水意識の高まり及び節水器具の普及などに伴い、大幅な有収水量の増加は見込めないものの、順次認可拡大し整備を継続していることから、今後とも水洗化人口の増加は見込める状況にあります。

表 1：人口等の推移及び今後の予測

年度末	22(実績)	27(実績)	32(予測)	37(予測)
市の人口(人)	28,680	26,355	24,712	22,964
整備人口(人)	6,774	7,085	※ ¹ 6,672	※ ¹ 7,440
水洗化人口(人)	5,671	5,469	※ ¹ 5,364	※ ¹ 6,213
有収水量(m ³)	264,462	370,096	※ ² 386,208	※ ² 447,336

出典：【H32、37人口】：八幡平市人口ビジョン（平成27年12月）

【H22、27人口】：国勢調査（総務省統計局） 都道府県・市区町村別主要統計表

【H22、27処理区域内人口、水洗化人口、有収水量】：地方公営企業決算状況調査（決算統計）

※¹（平成32年度、平成37年度整備人口、水洗化人口）は、八幡平市污水处理施設整備構想からの推計値

※²（平成32年度、平成37年度有収水量）は、過去3年（H25～H27）の実績に基づき算出した水洗化人口1人あたり有収水量に予測水洗化人口を乗じ算出

3 公共下水道事業の経営

本事業は事業開始から約18年が経過しています。今後は、アクションプランに基づき拡張整備を進めるほか、老朽化していく施設の長寿命化等の検討を行うことから、将来において、拡張整備及び維持管理に多額の支出が予想されます。

このことから、本事業を継続していくための財源確保に努めるとともに、より効率的な事業運営を図っていきます。

4 災害・危機管理対策

災害が発生した場合には、被災した本施設の特定制を行い、影響を受ける範囲を把握し市民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、本市では「災害等対策マニュアル」を策定し、応急対策を行うこととしているほか、本施設が災害を受けても業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるよう「事業継続計画（BCP）※」を策定し、緊急時における体制を確立しています。

※ 事業継続計画（BCP）

災害等の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画をいいます。

5 サービス

使用料に係る窓口対応及び徴収等の業務は、水道事業と一体的に行っています。

また、市税と同様に毎週水曜日には窓口延長を実施しているほか、コンビニエンスストアでの納付を可能とし、利用者の利便性の向上を図っています。

今後も、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

6 人材育成

市定員適正化計画に沿った職員数としており、今後は業務のノウハウ及び技術の継承が課題となっています。

また、平成32年4月には、本事業が地方公営企業法を適用することから、企業会計に精通した職員の育成が課題となっています。

第2章 経営の基本方針

1 快適にくらせる生活環境づくり

- (1) 本事業における管きょ布設等整備の早期実現を図るため、平成28年度に策定したアクションプランに基づき事業を進めていきます。
- (2) 公共用水域の水質保全を図るため、未接続世帯に対して引き続き接続促進の戸別訪問活動を強化していきます。
- (3) 排水設備指定工事店と協力して、未接続世帯等への広報・啓発を行っていきます。

2 安全で安心な暮らしの実現

- (1) 定期的・継続的に本施設の維持管理を実施し、適正な施設機能の保持に努めます。
- (2) 施設・設備の長寿命化及び適時の更新など、適切な維持管理を行い、維持管理コストの縮減及び平準化を図っていきます。

3 安定した経営基盤の確立

- (1) 中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上等に取り組むため、本経営戦略を定期的に見直すほか、市総合計画実施計画の事務事業評価など、「PDCAサイクル※」による継続的な検証と改善を行っていきます。

※ PDCAサイクル

事業管理をPlan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法をいいます。

- (2) 職員の能力向上を図るため、積極的に研修等へ参加します。また、研修等から得た技術、知識を組織として共有し、継承していくことを目指します。

第3章 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。

その他、経営状況を確認しながら、随時見直しを行います。

第4章 投資・財政計画

1 投資について

アクションプランに基づき、今後10年間に於いて管きよ布設等の整備を概成させるため、計画期間内における投資は、未普及地域の管きよ整備が主になります。

2 財源について

(1) 収益的収入

本事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

使用料については、今回の計画期間内において整備を概成させること、及び水洗化率の向上に努めることで、平成38年度まで増加する見込みとしています。

また、一般会計繰入金については、地方債償還金利子に係る繰出基準分に加え、経営の安定を図るため基準外での繰入金を見込んでいます。

(2) 資本的収入

資本的支出（投資）に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」による国庫補助金を事業費の2分の1程度見込んでいるほか、地方債の借入、受益者負担金での財源確保を見込んでいます。

また、地方債償還金元金については、一般会計繰入金を充当するものとしています。

一般会計繰入金については、管きよ布設等の整備における受益者負担の公平性を図るほか、経営の安定を図るため、基準外での繰入金を見込んでいます。

3 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成26年度及び平成27年度の実績に加え、平成28年度決算予測を考慮し、算定しています。

収入は、市の人口推計に基づき、将来の有収水量を予測したうえで算定しています。

支出は、物価上昇を見込まず、現状の水準で推移するものとして算定しています。

また、資本的収支については、アクションプランで計画する概成事業費に基づき算定しています。

第5章 効率化・経営健全化の取組み

1 組織・人材・定員に関する事項

(1) 組織・機構・人員の適正化

平成17年の合併以降、機構改革により随時、組織体制が見直しされています。

上水道部門及び下水道部門に分かれていた体制は、平成25年度から上下水道課として一体的に実施する体制となっています。また、人員も市定員適正化計画に沿ったものとなっています。

今後においても、事業規模や業務内容を常に把握し、組織体制及び職員数と業務量との整合性を図っていきます。また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図っていきます。

(2) 職員研修の充実

平成32年4月に地方公営企業法を全部適用し、企業会計への移行を予定していることから、在籍する職員には、下水道に係る専門知識に加え、企業職員としての経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得のため、各種研修に積極的に参加していくことで、更なる職員の育成、能力の向上に努めます。

2 接続・水洗化促進の取組み

下水道に接続できない理由の一つとして、接続工事費の経済的負担があげられるため、接続工事費に対する助成制度の周知及び利用を推進することで負担の軽減を図り、水洗化促進を図っていきます。

3 民間活用に関する事項

終末処理場等の施設に係る管理業務については、民間企業に委託していますが、管理業務の中で発見される機器不良や故障等の対応は、全て市担当者が状況を確認したうえで調達事務等を行っています。

今後は、これらの機器の修繕や更新も含めた、経費の節減や職員の負担軽減に考慮したより包括的な委託の検討を行っていきます。

4 資金不足比率の見直しに関する事項

現状においては地方財政法に定める資金の不足は発生していないことから、今後においても資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

5 資金管理・調達に関する事項

現在は特別会計であることから、資金管理・運用等については、財政担当及び会計担当課で実施しています。

今後、企業会計への移行に伴い、上下水道課で資金管理・運用等を実施することから、庁内で十分協議し、資金運用計画の策定・実施を検討するほか、適切な資金管理を行っていきます。

6 情報公開に関する事項

本事業は、利用者のマナーをはじめ、市民の本事業に対する理解と協力が不可欠であることから、利用者に対し、市ホームページや広報誌などにより、情報を分かりやすく提供するように努めます。

また、情報を発信するだけでなく、市民ニーズの把握に努めることができるように情報公開にも努めます。